

県産品攻めの海外展開促進・強化事業
(デジタルツール活用促進補助金交付要綱)

(趣旨)

第1条 知事は、デジタルツールを活用して海外への販売力・商談力の強化を図る新たな取組を支援するため、予算の範囲内において、県内事業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 鹿児島県産品

鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る。）、加工食品及び工芸品等であること。

また、県内の素材を利用し、県外で製造・加工している産品も含む。

(2) 県内事業者

県内に主たる事業所を有し、鹿児島県産品の輸出に取り組む事業者であること。

(対象事業)

第3条 この事業は、県内事業者が海外への販売力・商談力の強化を図るために実施するデジタル化・オンライン化に対応した新たな取組のうち、次の取組に補助金を交付するものとする。

(1) 販路開拓・拡大につながる取組

(2) 商品改良・磨き上げにつながる取組

(3) 人材育成につながる取組

(補助対象者)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

(5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

(6) 県税に未納があるとき。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 第1条の補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業計画の内容変更(ただし、軽微なものを除く。)

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施実績書(別記第2号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 この補助金は、精算払いにより交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第10号様式のとおりとし、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

【別表】

事業区分	補助対象経費	補助率	備 考
(1) 販路開拓・拡大につながる取組	① ECサイト出店 ・ 出店経費 ・ コンサルティング費 ・ 運営代行費 ・ マーケティング・広報費 ② 自社ホームページ・EC ・ 外国語版（多言語化）改修費 ③ デジタルツール作成 ・ 販促用PR動画等作成費 ・ WEBカタログ作成費	対象経費の 1／2 以内 (上限額 50 万円)	消費税及び 地方消費税 は対象外。
(2) 商品改良・磨き上げにつながる取組 ※ 越境EC、 自社ECに出品 している商品に 限る。	商品改良 ・ 商品パッケージデザイン改良 費		
(3) 人材育成につながる取組 ① オンライン 商談のスキルア ヅップ ② デジタルコ ンテンツ作成や 商品撮影手法等 ③ SNSを活 用したPR等	研修会参加・開催 ・ 受講料 ・ 旅費 ・ 講師派遣（謝金、旅費等） ・ 使用料及び賃借料		